

お知らせ版



▼日時 11月26日(日)
 ※11月24日(金)までに事前予約が必要です。詳細はお問い合わせください。
 ▼実施内容
 ①マイナンバーカードの交付
 ②マイナンバーカードの交付申請に必要な写真撮影等のサポート

▼問い合わせ先
 住民課 総合窓口係
 ☎91215



「女性に対する暴力をなくす運動」の推進期間

11月25日は、「女性に対する暴力撤廃国際日」です。DV(パートナーからの暴力)は、もともと身近な犯罪です。DVには、殴る・蹴る等の身体的な暴力だけでなく、生活費を渡さない等の経済的な暴力や交友関係を制限する等の社会的な暴力も含まれます。性別や関係性を問わず、暴力はどんな理由であっても決して許されるものではありません。近年、男性から女性への暴力だけでなく、女性から男性への暴力も問題となっています。皆さんもこの機会に暴力の問題や男女のパートナーシップについて考えてみてくださいます。ひとりで悩まず、ご相談ください。
 ※パートナー：夫婦、恋人、婚姻届を出していない事実婚、別居中の夫婦、元配偶者、離別した相手、事実婚を解消した相手など
 ▼問い合わせ先
 子ども家庭課 相談支援係
 ☎91317

「クリーンパーク茂原」可燃性粗大ごみの受け入れの一時停止

クリーンパーク茂原の可燃性粗大ごみの破砕機は、性能を維持するため定期的な点検や修繕が必要となることから、例年修繕工事を実施しています。つきましては、次の期間中、可燃性粗大ごみの搬入はできませんのでお知らせします。
 ▼搬入停止期間 11月25日(土)～12月2日(土)
 ▼搬入できないごみ 可燃性粗大ごみ(家具類、ふとん、木の枝等)
 ▼問い合わせ先
 地域生活課 環境係
 ☎91311
 クリーンパーク茂原
 ☎028(654)0018

子どもを虐待から守りましよう！
 11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は「子どもに対する最も重大な権利侵害である」と言われています。それは、児童虐待が、子どもが幸せに生きるための権利(人権)を奪うだけでなく、子どもの心身の成長や人格の形成に大きな影響を与えるものだからです。
 ○虐待とは
 虐待とは、理由を問わず身体的な暴力や言葉による威圧などによって子どもを傷つける次のような行為を言います。
 1. 身体的虐待(殴る、蹴る、叩く、戸外に閉め出す等)
 2. 性的虐待(性的ないたずらを強要・教唆する、性器や性行を見せる等)
 3. ネグレクト(適切な衣食住の世話をしていない、病院に連れて行かない等)
 4. 心理的虐待(言葉による脅し、無視さきょうだいで差別的扱い、子どもの面前でのDV等)

今月の納期

納期限11月30日(木)

国民健康保険税 第5期
 介護保険料 第4期
 後期高齢者医療保険料 第5期

納税は便利な口座振替で!!

今月の休日納税相談

日時 = 11月26日(日)
 午前8時30分～正午
 場所 = 1階 税務課窓口
 ※ 口座振替の届出も受付しています。
 (ゆうちょ以外の指定金融機関)
 連絡先 = 税務課 納税係
 ☎569121

11月は受益者負担金の納付月

受益者負担金とは下水道が整備された区域の人にその建設費の一部を負担していただく制度です。11月30日(木)口座振替日は20日(月)は受益者負担金第三期分の納期限になりますので、分割納付を選ばれた方は、納期までに納付(前日までに口座残高の確認)をお願いします。なお、納期を20日以上過ぎますと督促手数料が発生しますので、ご注意ください。

▼問い合わせ先
 上下水道課 下水道業務係
 ☎9167

○虐待かもと思ったら迷わずにお電話ください。
 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189(24時間対応)
 栃木県中央児童相談所 ☎028(665)7830
 午前8時30分～午後5時15分まで(平日)

▼問い合わせ先
 子ども家庭課 相談支援係
 ☎91317

改正 都市計画税条例の一部

令和5年度の税率を0.145%としていた都市計画税の税率について、令和6年度の税率を0.135%、令和7年度の税率を0.12%に変更します。なお、改正後の都市計画税の税額については、令和6年4月初めに送付します「固定資産税・都市計画税納税通知書兼課税明細書」で納税義務者の皆様へお知らせします。

▼問い合わせ先
 税務課 資産税係
 ☎91213

快適で安全な生活を送るため 上・下水道へ接続を

《上水道のスヌメ》
 水は飲み水としてだけでなく、炊事や洗濯、お風呂、水洗トイレなどで使用するなど、皆様の毎日の暮らしを支えるとても大切なものです。本町の水道は、地下50～170mのところにある良質な地下水を水源としています。くみあげられた地下水は、水道水としての安全を確保するため、定期的な水質検査を行い、適切な管理のもとでいつでも安全な水を皆様にお届けしています。
 水は毎日使い続けるものですので、安全で安心な町上水道への加入をおすすめします。

▼問い合わせ先
 上下水道課 上下水道業務係
 ☎9167

土地の適正管理について

近年、私有地からの草木が生い茂り、隣地にはみ出したりするなどの生活環境を害する問題が増えています。
 ご自身での除草作業や管理などが難しい場合は、シルバー人材センターや管理者へご依頼ください。
 草木が生い茂り道路や隣地にはみ出したことにより、近隣住民や通行人などに怪我を負わせたりした場合、所有者が損害賠償などの責任を負うことになります。土地の管理責任は所有者にあるため、定期的な管理をお願いします。
 個人間の問題が生じた場合は、弁護士法律相談にて相談してください。詳しくは34ページをご覧ください。

▼問い合わせ先
 地域生活課 環境係
 ☎91311

《下水道のスヌメ》
 下水道は、皆様の健康で快適な生活を確保するとともに、河川や農業用排水路の水質をきれいに保つためにはなくてはならない施設です。下水道に接続することにより、河川の水や町がきれいになります。また、下水処理場からの放流水は、きれいな水質を確保するために毎月検査を行っています。
 炊事や洗濯、お風呂、水洗トイレなどの排水は日常生活で必ず発生するものです。良好な生活環境を保つためにも、町下水道への加入をおすすめします。

▼問い合わせ先
 上下水道課 上下水道業務係
 ☎9168
 上下水道課 下水道業務係
 ☎9167



まひろく 善恵銀行(敬称略)
 (令和5年10月1日現在)
 ・匿名第16回 10,000円
 ・匿名第5回 461円
 ・匿名第20回 10,000円
 ・匿名第28回 12,290円
 みなさまの温かいご声援ありがとうございます。

上三川町社会福祉協議会

上三川町交通事故(人身事故)発生状況

令和5年9月	本年累計数(人)	前年同月比(9月)
発生件数	4件	-1件
負傷者数	4人	-3人
死者数	0人	±0人